

若年コミュニケーション能力要支援者 就職プログラムの実施事業

平成22年8月

職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標 IV経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること				
施策大目標 分野	1	2	3	4
	需給調整機能強化	雇用機会の創出	労働者の特性に応じた労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進	求職活動中の生活の保障

施策中目標

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること |
|---|----------------------------|

施策小目標

1	定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること
2	障害者に対するきめ細やかな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること
3	若年者の雇用の安定・促進を図ること
4	就職困難者等の円滑な就職等を図ること
5	

その他、以下の事業と関連がある。

- 発達障害者の就労支援者育成事業
- 発達障害者雇用開発助成金

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

①現状分析

- いわゆるニートやひきこもり等のうち、2～3割程度が発達障害等のコミュニケーション能力に障害を持っている者がいるということが指摘されている。

②問題点

- こうしたコミュニケーション能力に困難を抱えている者は、企業が採用に当たり重視する能力であることから、不採用となる、あるいは採用されても職場に適応できず離転職を繰り返す、さらには失敗体験が重なると、ニートやひきこもりにいたってしまう例が少なくないと考えられる。

③問題分析

- 発達障害の場合でも、早期に専門的な就職支援が受けられれば、就職可能性は拡大する。また、発達障害でないコミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者についても、発達障害と同様の支援策により就職可能性が高まる。このため、自分の障害や特性に早期に気づき専門的な支援を受けること、さらには専門的な支援を希望しない場合においても、その特性や希望に応じた支援を受けられることが必要である。
- 一方で、発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える者は、従来からハローワークの一般相談窓口や若年層の就職支援機関も利用しており、こうした一般向けの相談窓口において、専門支援が必要であることに早期に気づき専門機関に誘導すること、さらには、専門支援を希望しない者については本人の特性に応じた適切な支援を提供することが必要である。

④事業の必要性

- 以上のように、ハローワークや若年層向けの就職支援機関の一般相談窓口においても、支援の必要な者への気づき、さらには適切な相談・支援を行うため、専門的な支援を行う相談員を配置するとともに、担当者に対する専門的な研修体制の整備が必要である。なお、若年層の多いハローワークの一般相談窓口で専門の相談員を配置するとともに、ハローワーク等の担当者に対して発達障害者の特性や相談スキルの向上を目的とした研修やアドバイスを行う体制を整備し、担当者が適切な支援を行うことが必要である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

- 近年、若年人口（15～34歳未満）は減少傾向を見せる中、いわゆるニート状態の若者は平成21年平均で63万人にのぼり、ここ数年はほぼ横ばいとなっている。これらニートやひきこもり等のうち、2～3割程度が発達障害等のコミュニケーション能力に障害を有しているという指摘があ

る中、一方で、発達障害者の新規求職者数は年々増加するなど、引き続き、発達障害等に起因するコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者に対する専門的支援の必要がある。

②問題点

- コミュニケーション能力や対人関係のスキルについては、企業が採用に当たり重視する能力等であることから、コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者にとっては、①採用が得られず、就職活動が長期化する、②採用されても職場に適応できないため離転職を繰り返す等のケースが見られ、その結果、数多くの失敗体験から二次障害（うつ病など）やニートやひきこもりにいたってしまう例が少なくないと考えられる。

③問題分析

- 発達障害の場合は早期発見・支援が重要であり、職業面についても早期に専門的な支援を受けることで就職の可能性は高まる。また、発達障害ではないがコミュニケーション能力に課題のある者についても、発達障害と同様の支援策を講じることにより就職可能性が高まる。このため、ハローワーク等において、自分の障害や特性等に早期に気づき、専門的な支援を受けることが重要であり、また専門的な支援を希望しない場合においても、その特性や希望に応じた支援を受けられることは重要である。
- 発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える者は、従来からハローワークの一般相談窓口や若年層の就職支援機関を利用しており、こうした一般向けの相談窓口において、専門支援が必要であることに早期に気づき専門機関に誘導すること、また、専門支援を希望しない者については本人の特性に応じた適切な支援を提供することが必要である。

④事業の必要性

- 平成19年度から平成21年度までのハローワークに求職登録した発達障害者の就職率と比べ、本事業における専門相談員（就職チューター）による支援対象者の就職率は高く、かつ、増加傾向にあることから、発達障害等に起因するコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者に対する本事業による専門的な支援が効果的であることがわかる。

一方、発達障害者の新規求職者数は年々増加していることから、引き続き若年層の多いハローワークの一般相談窓口就職チューターを配置するとともに、ハローワーク等の担当者に対して発達障害者の特性や相談スキルの向上を目的とした研修やアドバイスを行う体制を整備し、担当者が適切な支援を行うことが必要である。

（参考統計の動き）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	ニート状態の若者（15～34歳）の数（単位：万人）	64	62	62	64	63
2	ハローワークの発達障害者の新規求職申込件数	185	284	453	562	802

3	ハローワークに求職登録した発達障害者の就職率	—	—	27.2	27.2	25.8
4	就職チューター対象者の就職率	—	—	28.5	35.5	32.7
<p>(調査名・資料出所、備考等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1：総務省統計局の「労働力調査年報」(平成21年)による。 ・指標2：「平成21年度における障害者の職業紹介状況等」による。 ・指標3：「各都道府県労働局からの報告」 ・指標4：「各都道府県労働局からの勧告」 						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

- 国、労働局及びハローワーク

(2) 概要

- ハローワークの一般相談窓口就職チューターを配置し、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、担当者制により、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門機関を希望しない者については、就職チューターによりカウンセリングや対人技能トレーニングなど専門的な相談・支援を実施する。

(3) 目標

- 就職チューターによる重点就職支援対象者の就職率を25%以上(平成22年度目標)とする。
- 就職チューターが実施する個別支援の対象者数 940件(平成22年度目標)

(4) 予算

会計区分：一般会計、雇用勘定(折半)

【理由】発達障害者等に対する施策として、国民の共同連帯により実施するものとしての側面がある一方で発達障害者の雇用の安定に資するための事業として、事業主の共同連帯により実施するものとしての側面があるため、折半としている。

○平成23年度予算要求（拡充に係る分）：

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
89	85	118	230	280

(単位：百万円)

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

- 行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）
本事業は、発達障害者の職業的自立を促進するための事業であり公益性が高い。また発達障害等によりコミュニケーション能力に問題を抱える若年者の雇用問題については、ニート、ひきこもり、不安定就労の増大による社会保障システムの脆弱化、少子化の一層の進行をもたらすなど深刻な社会問題を引き起こす要因となることから、国が実施する必要がある。
- 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）
当該事業はコミュニケーション能力に問題を抱える若者にカウンセリングや対人技能トレーニングを行うとともに、それらを踏まえた職業紹介を実施することで就職の実現を図っているものである。したがって、職業相談・職業紹介を行うハローワークを中心として、職業相談・職業紹介業務の一環として全国一律に行うべきものであり、さらに、ニートや不安定就労の増大等若年者の雇用問題の解決は全国的な課題であることから、国が対応することが必要である。
- 民営化や外部委託の可否
ハローワークが行っている職業相談・紹介業務と一体的に行うことが効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は適さない。
- 緊要性の有無
発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱えていることがニートや不安定就労等の要因となっている場合、早期に発見し、社会生活の入口段階で専門的な就職支援が受けられれば、就職可能性が高まることから、こうした者が従来から利用している機関において適切な支援を提供する必要がある、その緊要性は高い。

(2) 有効性の評価

- 政策効果が発現する経路
ハローワークにおいて要支援者に対する気づき・誘導及び専門的な支援の提供のための体制整備
→早期発見、適切な支援機関へ誘導、希望に応じた専門的な支援の提供
→就職に当たっての不安の解消、就職可能性の拡大、適切な職業選択
→希望と特性に合った就職の早期実現
- これまで達成された効果、今後見込まれる効果
発達障害等コミュニケーション能力に問題を抱える者に対して、その問題を早期に発見し、専門

的な相談・支援を提供するための体制を整備することは、本人の希望や特性に合った就職が実現し、職業的自立を効果的・効率的に促進することができると思込まれる。

- 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
ニート、不安定就労、発達障害等の雇用促進に関する企業や社会の理解が必要。

(3) 効率性の評価

- 手段の適正性
ハローワークや若年層の就職支援機関において、発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える者に対して就職支援を実施することにより、就職を促進することができるため、手段として適正である。
- 費用と効果の関係に関する評価
ハローワークや若年層の就職支援機関において培ってきた就職支援ノウハウを最大限有効に活用して実施するものであり、費用的にも効率的である。また、ハローワークにおいては、職業相談・職業紹介業務の一環として、これらとカウンセリングや対人機能トレーニングなどの専門的支援とを合わせて一体的に実施し、就職実現を図っており、きわめて効率的である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

- ハローワークにおいて要支援者に対する気づき・誘導及び専門的な支援の提供のための体制整備
 - 早期発見、適切な支援機関へ誘導、希望に応じた専門的な支援の提供
 - 就職に当たっての不安の解消、就職可能性の拡大、適切な職業選択
 - 希望と特性に合った就職の早期実現

②有効性の評価

- 当該事業は、平成19年度5局20名の就職チューターから開始し、平成21年度は10局25名に拡大して実施した。これにより、平成21年度の就職チューターによる個別支援対象者は平成19年度の実績値445人から約2.6倍の1,153人と順調に実績を上げている。背景には、ハローワークで求職登録を行った発達障害者を含む「その他の障害者」の新規求職登録者数の増加や、就職チューターによる各地域の専門支援機関（地域障害者職業センターや発達障害者支援センター及び地域若者サポートステーション等）とのネットワークの構築・連携~~一~~等が挙げられる。
- また、就職チューターが個別支援を実施した対象者の就職率は平成21年度32.7%となっており、ハローワークに求職登録を行った発達障害者の就職率（25.7%）と比較しても高く、効果を上げている。さらに、平成19年度から平成21年度のそれぞれの就職率をみると、経済不況などの影響からハローワークに求職登録を行った発達障害者全体の就職率は減少しているものの、就職チュ

ーターにより個別支援を実施した対象者の就職率は増加していることから、就職チューターによる支援が有効的に活用されていることがわかる。

【参考】

- ・地域障害者職業センター <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha/05.html>
- ・発達障害者支援センター http://www.rehab.go.jp/ddis/index.php?action=pages_view_main
- ・地域若者サポートステーション <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2009/01/03.html>

		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職チューター対象者の就職率	—	—	28.5	35.5	32.7
2	ハローワークに求職登録した発達障害者の就職率	—	—	27.2	27.2	25.8
(調査名・資料出所、備考等) 各都道府県労働局からの報告						

③事後評価において特に留意が必要な事項

○特になし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

- 精神保健福祉士や臨床心理士、産業カウンセラー等の経験を有する就職チューターによる地域における専門支援機関とのネットワークの構築・連携により、専門支援が必要である者については専門的なノウハウを有する支援機関への適切な誘導と、専門的な支援機関による支援を希望しない者については専門知識を有する就職チューターによる個別支援がなされており、それぞれの支援機関のノウハウや特性を活かした効率的な運営が実施されている。また、相談・支援数1件当たりの費用は、年々低下しているところであり、効率的な事業の実施となっている。

②事後評価において特に留意が必要な事項

○ 特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

○ 特になし

(4) 政策等への反映の方向性

- 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職チューターによる相談・支援件数	—	—	445	780	1,153
目標件数				400	375	500
達成率		—	—	111%	208%	231%
【調査名・資料出所、備考等】						
○労働局からの報告						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

② 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

○特になし